



**株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式**

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No. 2

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 ホワイト&ケース法律事務所
弁護士 近藤

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区神田橋ビルディング
神田橋パークビルディング

【報告義務発生日】 平成17年7月22日

【提出日】 平成17年7月29日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

第1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社Jストリーム
会社コード	4308
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	リアルネットワークス・インク (RealNetworks, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ワシントン州、シアトル、2601エリオット・アベニュー、1000号室 (2601 Elliot Avenue, Suite 1000, Seattle, WA, U.S.A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】該当なし

③【法人の場合】

設立年月日	平成6年2月9日
代表者氏名	ロブ・グレーザー (Rob Glaser)
代表者役職	会長兼CEO
事業内容	パーソナルコンピューター及び家庭用電子機器のユーザー向けに、オーディオ、ビデオ及びその他のマルチメディアサービスをインターネット上で配信及び受信するソフトウェア製品及びサービスの開発並びに販売。

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1神田橋パークビルディング ホワイト&ケース法律事務所 川内晶子
電話番号	03 (3259) 0200

(2)【保有目的】

政策投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）	17,497		
新株引受権証書（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M 17,497	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 17,497		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年6月30日現在)	S139,360
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	12.56%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	14.21%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】該当なし

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

(6) 【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	200,779
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記 (V) の内訳	-
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	200,779

②【借入金の内訳】該当なし

③【借入先の名称等】該当なし

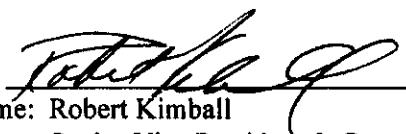
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that RealNetworks, Inc. ("RealNetworks"), a corporation organized and existing under the laws of Washington, U.S.A. and having its registered and principal executive office at 2601 Elliot Avenue, Suite 1000, Seattle, WA, U.S.A., does hereby constitute and appoint Go Kondo, Attorney-at-Law, of White & Case Law Offices with its place of business at 19-1, Kanda-Nishikicho 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, its true and lawful agent and attorney-in-fact, with full power and authority to perform each and all of the following acts in the name, and on behalf of RealNetworks:

- (a) to prepare, submit and revoke large shareholding reports, amendment reports to the large shareholding reports and amendment reports and correction reports thereto and other documents required by the Securities Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948);
- (b) to prepare, submit and revoke reports, notices, communications and other documents required by any other laws of Japan; and
- (c) to appoint one or more persons as substitute(s) attorney(s)-in-fact for any and all of the aforesaid purposes and to revoke such appointment.

IN WITNESS WHEREOF, the said RealNetworks has caused this power of attorney to be executed by its duly authorized representative on this 20th day of July, 2005.

REALNETWORKS, INC.

By: 
Name: Robert Kimball
Title: Senior Vice President & General Counsel

(訳文)

委任状

アメリカ合衆国ワシントン州の法律に基づき設立され存続する法人であり、登記上の本店をアメリカ合衆国、ワシントン州、シアトル、2601 エリオット・アベニュー、1000 号室に置くリアルネットワークス・インク (RealNetworks, Inc.) (以下「RealNetworks」という。) は、東京都千代田区神田錦町一丁目 19 番 1 号に事務所を置くホワイト&ケース法律事務所の弁護士近藤剛氏を、その適法な代理人として指名して定め、RealNetworks を代理して下記の権限を付与する。

- (a) 日本国の証券取引法（昭和 23 年法 25）の規定に従って、大量保有報告書及び同変更報告書並びに同訂正報告書及びそれに付随関連する一切の書類並びにその他の書類を作成、提出及び撤回すること。
- (b) その他の日本法により提出が要求される全ての報告、届出、連絡及びその他の文書を作成、提出及び撤回すること。
- (c) 上記の目的の全て又は一部のために、一人またはそれ以上の復代理人を選任し、又は、これを解任すること。

上記の証として、RealNetworks は、西暦 2005 年 7 月 20 日にここに署名した。

リアルネットワークス・インク

(署名)

氏名：ロバート・キンバル
役職：シニア・バイス・プレジデント
兼ジェネラル・カウンセル

上記正訳致しま
弁護士 近藤剛

